

第361回 兵庫県議会議案 説明資料

＜令和4年度関係＞

【事件決議関係】

- I 県が行う建設事業についての市町負担額の決定 2

＜令和5年度関係＞

【条例関係】

- II 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例 3

【事件決議関係】

- III 日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部を県が負担することについての同意 4
- IV 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立フラワーセンター、兵庫県立公園あわじ花さじき） 5

令和5年2月
農林水産部

I 県が行う建設事業についての市町負担額の決定【第151号議案】

県が行うため池等整備事業は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和4年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
ため池等整備事業	宝塚市	工事費に100分の16を乗じて得た額
	多可町	工事費に100分の11を乗じて得た額
	養父市	〃
	朝来市	〃

Ⅱ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例【第28号議案】

1 制定の理由

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

- (1) 家畜伝染病予防法に基づく豚熱予防注射について、家畜防疫員及び知事が認定した獣医師による注射に加え、知事が登録した飼養衛生管理者（以下「登録飼養衛生管理者」という。）による注射を実施すること等に伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行う。
- (2) 森林法施行令の一部改正により、太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為のうち当該行為の規模が0.5ヘクタールを超えるものは知事の許可を受けなければならないものとされることに伴い、森林法に関する手数料について所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 登録飼養衛生管理者が行う豚熱予防注射に係る手数料を新設する（別表第4関係）。
- (2) 炭疽^そ予防注射を行う場合の家畜注射手数料の額を、一頭につき800円（現行：一頭につき400円）に改定する（別表第4関係）。
- (3) 開発行為に係る森林の面積が0.5ヘクタールを超え1ヘクタール未満の場合の林地開発行為許可申請手数料の額を260,000円とする（別表第4関係）。

現 行		改正案	
面積区分	金 額	面積区分	金 額
—	—	0.5ha を超え 1 ha 未満	260,000 円
1 ha を超え 3 ha 未満	390,000 円	1 ha 以上 3 ha 未満	390,000 円
3 ha 以上 6 ha 未満	510,000 円	3 ha 以上 6 ha 未満	510,000 円
6 ha 以上 10ha 未満	660,000 円	6 ha 以上 10ha 未満	660,000 円
10ha 以上の場合	870,000 円	10ha 以上の場合	870,000 円

3 施行期日

令和5年4月1日

Ⅲ 日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部を県が負担することについての同意【第41号議案】

日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部について、国から次のとおり県の負担を求められていることについて同意しようとする。

1 事業名

日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業

2 本県負担額（予定）

44,102,000円

3 負担額の算出方法

(1) 令和5年度事業費（概算決定額）

365,990,000円

(2) 関係県負担額

事業費に100分の25を乗じて得た額

(3) 関係県の負担割合

対象魚種（ズワイガニ、アカガレイ）の各県の5ヶ年の平均陸揚量の比をもって、各県の負担割合とする。

	兵庫県	鳥取県	島根県
負担割合	48.2%	45.5%	6.3%

IV 公の施設の指定管理者の指定【第55号議案、第56号議案】

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立フラワーセンター	明石市明石公園1番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 伊藤 裕文 <small>いとう ひろふみ</small>	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 集客施設の管理運営に関する実績が多数あり、優れた植物管理技術や健全な経営基盤を有する。 (2) 全国的に見ても有数の食虫植物、ゲスネリア等を増殖・育成する優れた技術を有する人材や多様な植物を組み合わせた植栽の企画、展示、栽培管理に不可欠な人材を有している。 (3) 民間会社と施設運営に関する連携体制を構築しており、民間ノウハウを活用したセンターの魅力増進が期待できる。	
兵庫県立公園あわじ花さじき	明石市明石公園1番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 伊藤 裕文 <small>いとう ひろふみ</small>	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 県立都市公園等の管理運営に関する実績が多数あるとともに、優れた植栽管理技術や健全な経営基盤を有する。 (2) 他の施設にはない広大な花畑を、年間通じて安定的に維持するために必要な、花畑の地形・土壌特性を熟知しているとともに、優れた技術、ノウハウおよび人材を有する。 (3) 近隣に位置する花緑施設や県立公園を複数管理運営しており、あわじ花さじきと合わせた一体的な管理運営により、地域の観光振興・地域活性化への寄与が期待できる。	